

平成24年（行ウ）347号 給与等請求事件

原告 国公労連外

被告 国

意見陳述

2012年8月2日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告 日本国家公務員労働組合連合会行政職部会
理事長 宮垣 忠

第1 はじめに

原告の日本国家公務員労働組合連合会行政職部会の理事長をしています国公労連中央執行委員長の宮垣忠です。

私からは、政府提出の賃下げ法案である「特例法案」にかかわる政府の交渉打ち切りの経過、今回成立した「給与臨時特例法」成立過程における団体交渉権侵害の事実、そして、労働基本権制約の下で、人事院勧告を無視して一方的に賃下げが行なわれたことに対する職場の仲間の怒りを中心に陳述します。

第2 交渉打ち切りの経過と「給与臨時特例法」成立過程における団交権侵害

2011年5月13日に、片山善博総務大臣から、人事院勧告にもとづかない俸給及び一時金の1割カットの賃下げ提案がありました。国公労連は、①財政事情悪化の責任を公務員に転嫁する総人件費2割削減に何の道理も根拠もないこと、②公務員賃金の引き下げがデフレを加速し、経済をいっそう冷え込ませて復興にも悪影響を与えること、③震災からの復旧復興を含め、全国で行政を支えて奮闘している公務員の士気を低下させること、④労働基本権が制約されている下で、現行制度にもとづかない賃金引き下げの特例法案は憲法違反であることなどを主張し、提案の撤回を求めました。

その後も、国公労連は、政府に対して、①1割カットの根拠、②復興財源との関係、③削減の影響、④地方公務員給与等への波及について質しましたが、政府は国公労連との6度にわたる交渉の中で、賃金引き下げの納得できる根拠の提示や説明を行うことなく、結

局は、「厳しい財政事情だから理解してほしい」、「(交渉がはじけた場合は)最後は国会が決めることだ」という態度に終始しました。そして、6月2日の交渉で、片山善博総務大臣が、「議論を続けても平行線の可能性が強い」として交渉を一方向的に打ち切り、6月3日に提案通りの内容で賃金引き下げの特例法案を閣議決定して国会に提出しました。

2011年9月30日に、人事院が国家公務員の給与を平均0.23%引き下げる勧告を行いました。国公労連は、政府に対して特例法案を撤回し、人事院勧告の取り扱いを国公労連との交渉にもとづく合意のもとで決定することを求めました。

しかし、2011年10月27日の国公労連との交渉で、主濱了総務大臣政務官が「今回の人事院勧告の内容及び趣旨は、特例法案の内枠である」と回答し、10月28日に政府は、人事院勧告を実施しないことを閣議決定しました。人事院は、同日、「現行の憲法及び国家公務員法の体系の下で人事院勧告を実施しないことは、極めて遺憾」とする総裁談話を発表しています。

その後、衆議院と参議院の「ねじれ国会」の下で、特例法案は審議入りすることができず膠着状態が続きました。しかし、2012年2月17日、民主党、自民党、公明党がマイナス0.23%の人事院勧告を実施したうえで、さらに平均7.8%まで国家公務員の賃金を引き下げることで合意しました。

そして、2012年2月22日に3党合意にもとづく給与臨時特例法案が議員立法で国会に提出され、衆参あわせてわずか5時間足らずの審議で成立が強行されました。

今回のような議員立法で、当事者の国公労連に何の説明もなしに、国公労連の意見もまったく聞かずに、人事院勧告を超える賃下げ法案を国会に提出し強行することは、憲法やILO条約に違反し、国家公務員労働者の基本的人権を蹂躪するものです。

国家公務員労働者に労働基本権を全面的に回復する、少なくとも、協約締結権を回復してから、労使交渉で賃金について議論するのが憲法やILO条約に基づく労使関係のあり方です。しかし、政府が賃下げ法案と一体で国会に提出した協約締結権の回復をふくむ国家公務員制度改革関連法案は、いまだに委員会で審議すらされていません。そうした権利が回復されない中で、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度さえ無視をして、一方向的な不利益を国家公務員労働者に押しつける今回の立法を看過することはできず、今回、提訴を行なった次第です。

第3 道理のない賃金引き下げに対する怒り

今回の賃下げによって年間約2900億円歳出が削減されるといわれていますが、「復興」のために必要とされる「財源」は数十兆円に及ぶものであり、国家公務員の賃下げによって賄えるようなものでは到底ありません。

東日本大震災では、国の出先機関で働く国家公務員も不眠不休で救援にあたったにもかかわらず、なぜ、国家公務員の賃金が人事院勧告にもとづかずに大幅に引き下げられなければならないのでしょうか。課長・室長以上は、懲戒処分の水準にあたる10%の賃金カットです。こうした道理のない賃金引き下げに対して、全国の職場は怒りに満ちあふれています。

国家公務員の人件費が国の財政赤字の原因ではありません。2002年から2011年までの10年間に、自衛官を除く国家公務員は約80万人から約30万人まで減少していますが、その一方で国債等残高は約535兆円から約726兆円にまで急増しています。

また、諸外国の公務員賃金は、リーマンショックや金融危機のもとでも上がっていますが、日本の公務員賃金は下がり続けています。

そして、これは、公務員だけの問題ではありません。すでに、野田首相が、公的セクター全体で賃下げにとりくむと語ったように、政府は独立行政法人や国立大学法人に対しても、運営費交付金の削減を盾に、労使自治に不当に介入し、賃下げを強要しています。公務員の賃下げは民間の賃下げにつながり、そしてまた、公務員の賃下げにつながるという「賃下げのスパイラル」に陥ります。

労働運動総合研究所の試算によれば、地方公務員や公務員に準拠する民間労働者625万8千人に直接影響する国家公務員の賃金を7.8%も削減すると、年間で、家計消費が2兆231億円、GDPが2兆3735億円減少し、国と地方の税収も4213億円減少します。

震災復興の財源のために我慢しろというのなら、まず、はじめに、政党助成金や米軍への思いやり予算などのムダな支出を削るべきです。それさえもせずに、消費税増税のために、政府が自らの身を削るといって、現場の第一線で国民の安心、安全を守るためにがんばっている国家公務員に賃下げを押しつけ、民間にも景気にも財政にも打撃を与える結果となることに、強い怒りを禁じ得ません。

裁判所の公正な判断をお願いして、国公労連を代表しての私からの陳述とさせていただきます。

以 上